

これまでの検討・関連する答申等の抜粋

検定試験の質の向上に関する検討等の経緯

- | | |
|------------|---|
| 昭和42年 | ・生涯学習の振興のため、学校教育上又は社会教育上奨励すべきものを認定する文部科学省認定技能審査(文部省告示第237号)開始
(平成12年度から文部省令により実施) |
| 平成14年3月29日 | ・「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」閣議決定
平成17年度末に文部科学省認定技能審査制度を廃止することを決定。

(閣議決定抜粋)
公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣認定その他の推薦等については、当該事務・事業が法律で定められた国の事務・事業ではないこと、民間において実施されている各種技能審査等の間における差別化を必要以上に助長するおそれがあること等の観点から、一律に廃止する。 |
| 平成20年2月19日 | ・中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」
各個人の学習成果を評価する検定試験について客観性や質を確保する仕組みを構築する必要性 |
| 平成22年6月 | ・検定試験の評価の在り方に関する有識者会議(平成20年5月設置)により、「検定試験の評価ガイドライン(試案)」について(検討のまとめ)」策定 |
| 平成23年2月 | ・検定試験の自己評価に関する研究会(有識者、検定事業者等により平成22年11月に立ち上げ)が、「検定試験の自己評価シート」をとりまとめ |
| 平成28年5月30日 | ・中央教育審議会答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」
第二部「生涯学習による可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について」
・ 質の向上のための評価の仕組みの確立や説明責任を果たす情報公開の促進
・ 社会的に一層活用されるようにするための検定事業者、企業、学校等に期待される取組 |

新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～

中央教育審議会(答申)

(平成20年2月19日)【抜粋】

<第1部 今後の生涯学習の振興方策等について>

3. 目指すべき施策の方向性

(1)国民一人一人の生涯を通じた学習の支援－国民の「学ぶ意欲」を支える

③学習成果の評価の社会的通用性の向上

○ 国民一人一人の学習活動を促進するためには、各個人の学習成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できることが重要であり、そのためには学習成果を適切に評価する仕組みの構築が必要である。

○ このような学習成果が適切に評価され生かされる方策の必要性・重要性については、平成2年の中央教育審議会答申(「生涯学習の基盤整備について」)でも明らかにされ、その後も平成3年の中央教育審議会答申(「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」)における多様な学習成果を評価する仕組みを整備する必要性の指摘や、11年の生涯学習審議会答申(「学習の成果を幅広く生かす」)における、学習意欲を高めるためのみならず学習の成果を幅広く生かす観点から、学習成果を社会で通用させるシステムの必要性等の提言がなされている。さらに、改正教育基本法第3条の「生涯学習の理念」においては、生涯学習の「成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と、生涯学習の成果について新たに規定が設けられた。

○ しかしながら、多種多様な主体が提供する学習機会について把握した上でそれらの学習成果を特定の者が客観的に評価することは困難であること等から、これまでの生涯学習の振興における方策は学習機会の提供・整備等の施策が中心となり、学習成果の評価やその社会的通用性の確立に向けた具体的な方策は講じられてこなかった。

○ また、近年、民間事業者等を中心とした多様な学習機会(いわゆる「教育サービス」)が提供されており、学習者にとって多様な選択肢が用意されている。このような状況を踏まえ、[様々な民間事業者等が提供する学習機会について、その学習内容や学習成果等の質の保証や評価を行う方策、行政と民間事業者等との連携方策等について検討し、生涯学習の成果の社会的通用性を向上させる必要](#)がある。

4. 具体的方策

(1)国民一人一人の生涯を通じた学習の支援－国民の「学ぶ意欲」を支える

③学習成果の評価の社会的通用性の向上

○ 学習成果の活用を促進するためには、学習成果の評価の社会的通用性を向上させることが必要である。そのため、[民間事業者等が提供する多様な教育サービスについて、その内容の質の保証の在り方や学習成果の評価の在り方等について今後検討することが必要](#)である。

(履修証明制度等の活用)

○ 平成19年に改正された学校教育法により、大学等が社会人等を対象とした課程(教育プログラム)を修了した者に対して証明書を交付することができる履修証明制度が導入されており、その活用を図ることが重要である。

○ また、企業の現場や教育機関等で実践的な職業訓練等を受け、修了証等を得て、これらを就職活動等の職業キャリア形成に活用する「ジョブ・カード制度」が平成20年度から開始されることとなっている。ジョブ・カードは履修証明制度によって交付される履修証明書等のほか、自分の職歴や教育訓練歴、取得資格等に加え、多種多様な学習成果の情報を一体的にまとめたものの総称である。各個人が自らの学習成果を生かして就業につなげるなど、本制度の積極的な活用が望まれるため、官民協力の下、同制度を広く普及させていくことが重要である。

(多様な教育サービスの評価の在り方やそのための質保証の在り方の検討)

○ 民間事業者等が提供する教育サービスの質の保証や評価の在り方について検討するに当たり、その第一歩として、[各個人の学習成果を評価する検定試験について、全国レベルでの一定の基準を満たすものを対象とし、個々の検定の評価手法の有効性、安定性、継続性及び情報の真正性等を確保する仕組みを検討することが考えられる](#)。

○ この場合、[行政改革の経緯等から行政の直接的な関与が困難であれば、民間事業者等による第三者評価機関が検定試験について客観性や質を確保するという仕組みが考えられる](#)。その際、[国がその客観性や公平性を担保するため、評価を行う際の参考となるガイドラインを作成するなど、民間事業者等の主体的な取組を支援する必要](#)がある。

○ なお、[このような検定試験に関する質の保証や評価の仕組みを構築することは、生涯学習という広い分野において学習成果の社会的通用性を向上させるための一つの方策](#)であるが、このような生涯学習における多様な学習成果の通用性の向上を図ることは、地方公共団体等において既に行われている生涯学習パスポート等の取組に資するものであると考えられる。例えば、欧州においても各国における多様な学習の成果を共通の仕組みで評価する「生涯学習の評価のためのフレームワーク」¹²の構築が始まったところであり、その評価フレームワークが定着した際には、生涯学習パスポートにおいて反映・活用することが予定されており、我が国においても、まずは生涯学習の成果の評価のための仕組みが根付くことが期待される。

*12 欧州連合(EU)において、2007年10月、生涯学習の評価のためのフレームワーク(EQF: European Qualification Framework)の創設について合意された。EQFは、各国の各資格がどのレベルにあり、当該資格保有者がどのような知識、技能、職業能力、個人としての能力を持つか比較可能とする。

- また、地域における多様な教育活動等において民間事業者等との連携が期待される中、そのような連携を一層促進するため、各地域の実態に応じて民間事業者等が提供する教育サービスの質の保証の在り方や行政との連携方策について検討することも重要である。

<第2部 施策を推進するに当たっての行政の在り方>

2. 今後の行政等の在り方—生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築

(4) NPO、民間事業者等と行政の連携の在り方

- 生涯学習振興行政・社会教育行政においては、様々な学習機会の提供や学習活動の実施等において、NPO、中間支援組織及び民間事業者等の民間団体の果たす役割が大きく、地域の実態等に応じて行政が民間団体等との積極的な連携を進めることが大切である。
- 民間団体との連携については、国及び地方公共団体によって実施されている様々な施策を講じることにより、各地域における連携・ネットワークが築かれ、その過程においても深まっていくものと考えられるが、そのような地域における民間団体との連携の蓄積を行政として目的意識を持って計画的に行っていくことが重要である。また、その際に、NPO、中間支援組織及び民間事業者等の民間団体に関する情報収集や活動内容に関するデータベースの整備等が有効である。
- このような民間団体との連携に当たっての行政の役割は、それらの自主的な「民」による活動を側面から支援しつつ連携し、持続可能な活力を生み出していくことであると考えられる。その際の支援としては、例えば、国においては、サービスの受け手に対し、それらのサービスに対する一定の質や信頼が得られるよう基準づくりを行うことにより、民間団体が活動しやすくなるような環境づくりを行うことや、自らも情報収集に努め、広く国民に情報提供を行うとともに、民間団体による情報提供が積極的に行われるような方策を講じること、さらには施策を講じる際に様々な行政機関と民間団体との連携が促進されるようコーディネーターとしての機能を果たすこと等が考えられる。また、これらの行政としての役割は、都道府県や市町村においてもその実情に応じて期待されるものである。

検定試験の評価ガイドライン(試案)について

「検定試験の評価ガイドライン(試案)」について(検討のまとめ)【概要】

(平成22年6月「検定試験の評価の在り方に関する有識者会議」)

検定試験: 社会一般で通称的に使用されている「検定」や「資格」、「認定試験」などの用語を含め、広く学習者の学習成果を測定する、いわば物差しとしての役割を果たす包括的なもの。

1. 現状や課題

【現状】

- 民間の検定試験は、実施主体(社団法人、財団法人、NPO法人、株式会社、任意団体等)や目的、内容、規模等が多種多様。受検者層も多様。
- 検定試験を実施する参入障壁は比較的低い。
- 検定試験は様々な分野で活用。年間受検者数は数人~100万人以上規模まで多岐にわたる。

【課題】

- 試験の目的や内容が不明確。試験内容が体系的でない。受験者の本人確認がない。
- 実施主体の組織や財務などの情報公開が不十分。継続的に実施されない。などの状況もある

2. 検定試験の意義や評価の必要性

【検定試験の意義】

- チャレンジ精神の涵養、自己の学習の到達目標・到達度の確認、継続的な学習意欲の喚起、教養の涵養など、受検者の年齢・経歴や受検目的等により様々な意義を有しており、学習成果を適切に生かすことのできる社会(いわゆる生涯学習社会)の実現という面からも、検定試験の果たしている役割は大きい。

【評価の必要性】

- 検定試験の評価や情報公開を通じて、質の維持向上を図り、信頼性を確保することは、広く人々の学習意欲の向上や学習成果の社会での活用促進、さらには、社会全体の利益にも資するもの。

3. 検定試験の評価手法

- 自己評価が開始されることが重要。その上で、類似する検定事業者間での評価(関係者評価)や、第三者機関による評価(第三者評価)といった外部評価が行われることを期待。
- 当面は、民間試験のうち、特に検定試験の効果が全国に及ぶ試験において取り組まれることが期待され、中長期的には各地域で実施されている様々な検定試験にも広がり、検定試験を通じて測定された知識・技能が、全国どこでも通用するような環境の構築が望まれる。

影響が大きな検定試験から各地域で実施されている様々な検定試験まで

自己評価から外部評価	自己評価	各検定事業者が、自ら行う事業(検定試験)について点検・評価することにより、PDCAサイクルに基づき、組織的・継続的な事業改善に資するとともに、評価結果の公表を通じて、受検者や利用者(学校・企業等)に対する事業の透明性を確保する。
	関係者評価(必要に応じ)	検定事業者間による評価の取組を通じて、相互に検定試験の現状や先進的な取組等を把握することにより、各定事業者の自律的な質の向上や改善を促し、検定業界全体の向上に資する。
	第三者評価	評価の客観性や専門性、透明性等を確保した、専門家等による評価を行うことにより、各検定事業者の自律的な質の向上や改善を促し、検定業界全体の質向上や信頼性の確保に資する。

4. 検定試験の評価の視点と内容

①実施主体

組織としての理念・目的が明確であり、検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、実施主体自身がPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。また、受検者や利用者(学校・企業等)への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。

- (1)組織(組織形態、事務処理体制等) (2)財務情報(収支計算書、貸借対照表等) (3)その他(情報公開、個人情報保護等)

②実施内容

検定試験の目的や内容が明確であり、これらと整合する適切な測定手法や審査・採点の基準等を有すること。

- (1)目的(目的(コンセプト)の明確化) (2)内容(測定する知識・技能やその水準等) (3)手段(具体的な測定手法等) (4)その他(試験結果の分析・検討等)

③実施手続

事前準備、事後対応を含め、適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受検手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。

- (1)事前準備(分かりやすい募集要項等) (2)試験実施(試験監督業務のマニュアル整備等) (3)事後対応等(試験結果のデータ管理、試験結果等の情報公開、苦情対応等)

④検定結果の活用促進

検定試験の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価され、実際に活用されるよう、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。

- (1)証明書の発行(受検者氏名、証明年月日、有効期限のほか、獲得した知識・技能の記載があること)
(2)関連情報(学校・企業等の利用状況、合格者の活躍状況等)の提供 等

⑤継続的な学習支援

受検者の継続的な学習を支援するため、検定事業者等において適切な取組を進めていること。

- 学習教材や過去問題等の学習情報の提供、類似試験等との関係性、受検者の知識・技能レベルの 情報提供 等

情報公開 検定事業の透明性や検定試験の信頼性の確保の観点からも必要な情報がわかりやすく示され、当該情報に誰もが容易にアクセスできることが重要。

5. 今後の取組

○今後は、検定事業者や関係団体等が主体となって、検定試験の目的、内容、規模等に応じた具体的な評価項目や評価基準に関する検討がなされ、各検定事業者による「自己評価」が開始されることが重要。

○類似する分野の検定事業者同士が、検定試験の質的充実を図る視点から行う「関係者評価」さらに、評価の客観性や専門性、透明性等の確保の観点から、第三者評価機関による評価(「第三者評価」)が行われるなど、段階的に評価の取組が進展することを期待。

○第三者評価機関は、評価事業を通じたノウハウの蓄積を活用し、検定事業者等からの相談に対する助言や支援を行うなど、検定試験の質の向上や信頼性の確保に資する取組を主体的に行っていくことも望まれる。

○国としては、こうした取組が進むよう、検定事業者等への働きかけや、評価手法等についての調査研究の実施、関係情報の提供など、必要な支援を継続的に推進。

「検定試験の自己評価シート」について

- 平成22年11月に有識者・検定事業者等により、「検定試験の自己評価に関する研究会」設置(文部科学省はオブザーバー参加)。
- 検定試験の質の向上や信頼性の確保に向けた自己評価の取組促進のため、平成23年2月に「検定試験の自己評価シート」をとりまとめ。

「検定試験の自己評価シート」による自己評価項目の概要

1 実施主体 ①組織、②財務、③その他 情報公開・個人情報

※評価の視点：組織としての理念・目的が明確であり、検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、実施主体自身がPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。また、受検者や利用者(学校・企業等)への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。

2 実施内容 ①目的、②内容、③手段、④その他

※評価の視点：検定試験の目的や内容が明確であり、これらと整合する適切な測定手法や審査・採点の基準等を有すること。

3 実施手続 ①事前準備、②試験実施

※評価の視点：事前準備、事後対応を含め、適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受検手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。

4 検定結果の活用促進

※評価の視点：検定試験の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価され、実際に活用されるため、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。

5 継続的な学習支援

※評価の視点：受検者の継続的な学習を支援するため、検定事業者等において適切な取組を進めていること。

6 情報公開

※評価の視点：学習者や利用者(学校・企業等)に対して、パンフレットやインターネット等を活用して、検定試験の実施主体や目的、内容、規模等に関する情報が公開されていること。

教育振興基本計画 (平成25年6月14日 閣議決定)【抜粋】

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策～四つの基本的方向性に基づく、8の成果目標と30の基本施策～

I 四つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成

(4) 生涯の各段階を通じて推進する取組

基本施策12 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

【基本的考え方】

- 学習者が、安心して、質の高い学習を行うことができ、また、その学習の成果が評価され、社会で幅広く通用するための環境を構築する。
- このため、多様な主体が提供する学習機会の質保証・向上を推進するとともに、習得した知識技能を評価し、その結果を広く活用する仕組み等を構築する。

【主な取組】

12-1 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

- ・ 民間教育事業者における評価・情報公開に関するガイドラインの策定・普及やISO29990(非公式教育・訓練サービスに係る国際標準)(※)等の質の保証・向上の取組への支援など、生涯学習・社会教育分野における評価・情報公開等の仕組みを構築し、普及する。また、文部科学省認定社会通信教育の改善に向けた取組をさらに進めることにより、良質な学習機会の充実を図る。さらに、社会教育施設の質の向上に向けて、基本施策30-1に記載した取組を進める。

※ 非公式教育・訓練分野の学習サービス事業者向けに、事業者の学習サービスの品質向上を図ることを目的として、2010年9月に国際標準化機構(ISO)が発行した国際規格。

12-2 修得した知識・技能等を評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築

- ・ 教育支援人材等の人材認証制度など、学習者の学習成果の評価・活用のための仕組みを構築する。また、民間検定試験実施事業者等における自己評価・情報公開の取組を更に普及させることにより、検定試験等の社会的通用性を高める。さらに、国や関係機関において、青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みの構築を図る。

高大接続改革の実施方針等の策定について(平成29年7月13日)【抜粋】

1. 高等学校教育改革

「高校生のための学びの基礎診断」実施方針

(1) 基本的な考え方

- 高等学校教育の質の確保・向上のため、高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクル構築に向けた施策として、文部科学省において一定の要件に即して民間の試験等を認定するスキームを創設し、基礎学力の定着度合いについて公的な質保証がなされた多様な測定ツールの開発を促し、高等学校における活用を通じて、指導の工夫・充実、PDCAサイクルの取組を促進することとする。

(2) 「高校生のための学びの基礎診断」の概要

i 趣旨・目的

- 「義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「それによる高校生の学習意欲の喚起」を図るため、高等学校における多様な学習成果を測定するツールの一つとして活用できるよう、文部科学省において一定の要件を示し、それに即して民間の試験等を認定する仕組みを創設する。
- 高等学校における多様な学習活動を念頭に、民間事業者等から高等学校の実態に応じて選択可能な多様な測定ツールが開発・提供され、その利活用が促進されることを目指す。

ii 認定の枠組

① 基準の設定及び審査方法の設計方針

- 基準の設定及び審査方法については、学校での利用しやすさの観点からの実施方法、学習指導要領との対応等の出題内容等、高等学校での利活用を念頭においた測定ツールとしての共通要件を確保しつつ、高等学校の多様なニーズを踏まえた民間の創意工夫が生かされるように設計する。

<基準・条件等の設定の考え方の概略>

◆実施方法

- ・ 学校での実施等、学校の実情に応じて利活用できる実施方法であること。
- ・ 学校にとって過度に負荷がかからず、安定的・継続的に実施できる方法であること。

◆出題内容・解答方式

- ・ 学習指導要領への対応等、制度の趣旨・目的に合致する出題であること。

◆結果表示・提供

- ・ 受検者の学習成果や課題について確認できる結果提供であること。

等

<基準や審査方法の検討に際しての主な論点の例>

- ・ 共通的に確保すべき基準と民間の創意工夫を生かしていく部分のバランス
- ・ 事前チェックと事後チェックのバランス
- ・ 質の確保と実施コスト(受検料負担)のバランス
- ・ 情報公開の在り方

等

②実施内容に関する取扱い

- 対象教科・科目や問題内容、解答方式、結果提供(表示)、CBTの活用、実施回数・時期・場所、結果活用の在り方、受検料等の実施内容に関する取扱いについては、上記①の設計方針に基づき、「最終報告」や「論点整理」を基本として、関係者の意見や専門家の検討を踏まえ策定する。

<「最終報告」及び「論点整理」において示された実施内容の概略>

- ・円滑に導入する観点から、国数英で共通必修科目を上限として開始。義務教育段階の内容を一部含める。
- ・知識・技能を問う問題を中心に、思考力・判断力・表現力を問う問題をバランス良く出題。難易度の異なる複数レベルの問題のセット。
- ・記述式の導入など多様な解答方式を採用。英語は4技能の測定を前提に検討。
- ・段階表示で結果を提供。指導の工夫・充実に資する情報提供。
- ・当面CBTは必須とはしない。検討・研究を継続。
- ・回数・時期、対象学年は学校が選択し、会場は学校実施を基本。
- ・受検料はできるだけ低廉な価格で。

等

③手続等

- 試験等を実施する民間事業者等からの申請に基づき、申請内容や申請対象となる試験等について確認を行い、基準に適合するものについて、「高校生のための学びの基礎診断」の一つとして認定する。

<具体的な手続の概略>

申請：試験等を実施する民間事業者等が、当該試験等について国が示す基準等に適合していることを示す書類等を申請書とともに提出する。

審査：国において、申請が形式要件を満たしているか、申請内容と審査対象となる試験等の内容に齟齬がないか等について確認する。申請内容の適格性を審査事項とし、例えば、問題一つ一つの突合審査等は行わない。

認定：確認の結果、申請内容に不備や事実と異なる点が見られなければ、当該試験等を「高校生のための学びの基礎診断」の測定ツールの一つとして認定し、文部科学省において認定ツール一覧に加えて公表する。(準則主義を採用)

点検：認定ツールの実施者に対し、毎年度事業概要の報告(実施校数、全体傾向、サンプル問題等)を求める。

取消：認定要件を満たさなくなった場合、申請内容に虚偽が見つかった場合等には、認定の取消しを行う。(事後チェックと認定取消の関係については要検討。)

2. 大学入学者選抜改革

大学入学共通テスト実施方針

(7)英語の4技能評価

- 高等学校学習指導要領における英語教育の抜本改革を踏まえ、大学入学者選抜においても、「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を適切に評価するため、共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用する。

- 具体的には、以下の方法により実施する。

- ① 資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものをセンターが認定し(以下、認定を受けた資格・検定試験を「認定試験」という。)、その試験結果及びCEFR(※)の段階別成績表示を要請のあった大学に提供する。

このような方式をとることにより、学習指導要領との整合性、実施場所の確保、セキュリティや信頼性等を担保するとともに、認定に当たり、各資格・検定試験実施団体に対し、共通テスト受検者の認定試験検定料の負担軽減方策や障害のある受検者のための環境整備策を講じることなどを求める。

また、認定試験を活用する場合は、受検者の負担に配慮して、できるだけ多くの種類の認定試験を対象として活用するよう各大学に求める。

※ CEFR…(Common European Framework of Reference for Languages :Learning , teaching , assessment)の略称。外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠。

- ② 国は、活用の参考となるよう、CEFRの段階別成績表示による対照表を提示する。

- ③ センターは、受検者の負担、高等学校教育への影響等を考慮し、高校3年の4月～12月の間の2回までの試験結果を各大学に送付することとする。

- ④ 共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。

- ⑤ 各大学は、認定試験の活用や、個別試験により英語4技能を総合的に評価するよう努める。

- なお、認定試験では対応できない受検者への対応のための共通テストの英語試験の実施については、別途検討する。

<資格・検定試験の活用の必要性>

- センター試験では、従来、コミュニケーション能力を重視した出題範囲の設定(平成9年度～)や、リスニングの導入(平成18年度～)等に取り組んできたが、大卒では「読む」「聞く」の能力を中心に選択式で問うものとなっている。

また、「話す」「書く」について、50万人規模での一斉実施のための環境整備等の観点から、現行のセンター試験のように、大規模、同日に一斉に試験を実施することは困難である。

- 一方、民間の資格・検定試験は、英語4技能を総合的に評価するものとして社会的に認知され、一定の評価が定着している。高等学校教育や大学の初年次教育の場でも活用が進み、推薦・AO入試を中心に大学入学者選抜にも活用されている。

(参考) ・大学生の高校生時の英語資格・検定試験の受検状況

約37%(約23万人(推計))(H27文部科学省委託調査より)

・大学入学者選抜において英語資格・検定試験を活用している大学(H27年度)

国立大学では、推薦入試17.1%、AO入試14.6%、一般入試7.3%

私立大学では、推薦入試30.7%、AO入試21.2%、一般入試6.4%

- 本件に関連して、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について(通知)」(平成27年3月31日文部科学省初等中等教育局長・高等教育局長通知)においても、高等学校や大学等における資格・検定試験の活用を奨励しているところである。

さらに、最終報告でも、「民間の資格・検定試験の知見の積極的な活用の在り方なども含め検討する」とされている。

- これらを踏まえ、大学入学者選抜において、資格・検定試験を積極的に活用することにより、「話す」「書く」を含む英語4技能評価を推進することが有効である。

また、このことにより、高等学校までの段階における授業の改善を促進することが期待される。

<資格・検定試験の認定>

- 学習指導要領との整合性については、「認定」を通じ、認定試験と学習指導要領との対応関係を確認する。

- 採点の質については、各認定試験実施団体に、採点の質の確保に関する客観的な検証を行い、そのプロセスに関する情報を記録・公開することを求める。あわせて、信頼性向上に対する改善努力を定期的に公表することを求める。

- 異なる資格・検定試験の結果の比較については、各認定試験実施団体に、試験問題、評価の観点、採点基準等がCEFRと対照していることを示す客観的な検証方法・結果を公表することを求める。

CEFRと各資格・検定試験との対照表の向上のための検証を継続的に実施する。

<試験結果の集約・提供>

- 現在、センターが大学に対して行っている成績提供業務の一環として、以下のとおり認定試験の結果をセンターに一元的に集約し、大学に提供する。
 - ・ 受検者は、認定試験出願時に、センターへ自らの成績を送付することを認定試験実施団体に依頼。認定試験実施団体は、依頼を受けた受検者の成績をセンターに送付。
 - ・ センターは、大学からの請求に基づき、共通テストの成績とともに認定試験の成績を大学に提供。
- これにより、
 - ①一括した成績提供による大学、受検者、認定試験実施団体の各手続の簡素化とセキュリティリスクの軽減
 - ②成績受領フォーマットの統一による大学における成績集計の事務コストの削減
 - ③センターがデータを蓄積することによる改善、様々な検証が可能となる。
- 実施場所・体制の確保
 - ・ 各認定試験について、できる限り、センター試験と同等以上の実施場所を確保できるよう、試験団体と調整を図る。また、実施期日・回数については、毎年度4月～12月の間に、全都道府県で複数回実施することを求める。
 - ・ 採点者、試験監督者等必要となる人員の質・量を確保することを求める。
(例えば、会場ごとに、認定試験団体が一定の資格を有する試験監督者等を派遣。高校教員にも協力を求める場合は、研修の実施や誓約書の提出等を求めるなど。)
 - ・ 各認定試験実施団体に、障害のある受検者への配慮として、認定試験の実施に当たり、合理的配慮として適切な手段を提供することを求める。
 - ・ **資格・検定試験については、主に各試験団体において資格・検定試験に対する自己評価がなされており、また、現在、第三者機関による評価の在り方についても検討されていることから、これらの効果的な活用の在り方も検討する。**
- 検定料
 - ・ 受検者の負担が極力増えないよう、大学受検者全体に対する抑制に加え、低所得者世帯の受検者等の検定料減免等の配慮を求める。

<受検期間・回数>

- 受検者の負担、高等学校教育への影響(例:早期から認定試験対策に追われるとの懸念)の一方、受検機会の複数化の観点も考慮し、一定の回数制限を設けることが適当である。このため、各大学に送付する試験結果は、高校3年生の4月～12月の2回までとする。
有効期限の取扱いや既卒者の対応については、今後、検討する。
 - なお、今後、認定試験では十分に対応できない受検者(例えば、障害のある受検者の一部など)への対応について、取扱いを検討する。
- ※ 認定、成績収集・提供の詳細なシステムの設計や参加要件は、本実施方針の公表後、更に高等学校・大学関係団体や資格・検定団体等との調整を進め、その後、センターが各資格・検定団体からの認定申請を受けて審査し、認定した資格・検定試験を公表する。
- ※ 英語以外の外国語の試験については、平成35年度までは、英語と同様、共通テストにおいて実施する。

個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について 中央教育審議会(答申)(平成28年5月30日) 第二部「生涯学習による可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について」(概要)

第1章 生涯学習を取り巻く状況

- **社会状況の変化** 人口減少や科学技術イノベーション、グローバル化などに対応するため、個人が自己の責任と判断で課題解決に取り組むこと、地域社会が住民の力を総して地域の課題を解決することが求められている。
- **学習環境の変化** ICTの進展によって、eラーニング講座、SNSを通じた学習コミュニティ、放送大学の授業のネット配信・オンライン授業、MOOC(大規模公開オンライン講座)等を通じて、どこでも学習することが可能となった。他方、地域に根ざした学習機会は減少の傾向。

平成20年 中央教育審議会答申 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」 多様な学習機会と再チャレンジ可能な環境整備等のための生涯学習プラットフォームの形成及び学習成果の評価の通用性向上のための検定試験の質保証の仕組みの検討などを提言。	平成27年3月 教育再生実行会議 第六次提言 「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について 各種検定試験など個人が学んだ成果を蓄積し、評価・活用の仕組みや、社会的に認められるようにその質、内容を保証する仕組みを構築する
---	--

地域の課題解決等に取り組む人材の育成やそのネットワークの構築が必要。また、雇用形態の変化等により、社会に出た後も知識・技術を習得することが必要となり、個人の「学習・活動履歴」の重要性が高まっている。**生涯を通じた学習機会を充実するとともに、学習した成果が適切に評価・活用される社会へ**

第2章 学習成果活用の課題

学習成果を活用するに当たっての課題

- フォーマル教育(学校教育)、ノンフォーマル教育(公民館等の講座等)、インフォーマル教育(自主的な学習等)それぞれの学習・活動の成果が蓄積され、評価され、企業・学校・地域等での社会的な活用に適切につながるようになることが重要。しかしながら、その方策は十分に確立されていない。
- 学習活動を更なる学び・活動に広げるため、学習者同士のネットワーク化・学習コミュニティの形成も重要。
- 公民館や大学等における、地域課題や社会的課題の解決に資する学習機会の充実が必要。また、学習者が適切な地域活動へ参加できる仕組みづくりも必要。

第3章 今後の施策の方向性

「学び」と「活動」の循環の形成へ

【基本的視点】 生涯学習を通じて「全員参加による課題解決社会」を実現するため、①各種課題に対応する多様な学習機会を充実し、一人一人の可能性を高めていくこと、②学習した成果が適切に評価され、活用につながる環境を整備すること、を両輪で進めることにより、「**学びと活動の循環**」を形成していく。

①「学び」の場の整備・充実

- 地域課題の解決等における学習成果の活用のために必要なこと
学習機会提供者： 地域の課題や社会のニーズに対応した学習機会の充実
学習者： 学習成果の活用を意識した学習活動
- 学習者の利便性向上やネットワーク化のために、生涯学習におけるICTの活用を推進することも重要。

②「学び」と「活動」の橋渡し

- 学習成果の活用には、大学等の学位や国家資格等のほかに、様々な学習の成果が身近で適切に評価される環境の整備が重要。
⇒ 検定試験の活用： 検定試験によって培った能力を地域や企業・学校等で活用する取組の促進
⇒ 「人材認証制度」の活用： 様々な社会的課題の解決を目指す人材の育成・確保に寄与
- 学習者の学習履歴等を基に、効果的に地域等の「活動」につなげるとともに、更なる発展的な学習機会を提供し、新たな「学び」につなげることも重要。
⇒ 学習者・地域活動・学習機会をつなぐ役割を果たす人材(社会教育主事、地域コーディネーター等)の育成が必要となる。
⇒ ICTを活用した生涯学習プラットフォーム(仮称)： 学習と活動を効果的につなぎ、それらの活性化を図る。
- 個人と家庭、職場、学校、地域を総合的に捉えた生涯学習が一層進展することが期待される。

第IV章 検定試験の質の向上等

※本答申の対象＝学習者の学習成果を測り、一定の基準に照らして合格・不合格の決定や達成した水準の程度を示すものうち、法令等に基づかず、民間の団体が実施するもの

検定試験の評価及び情報の公開

○ 検定事業者による情報公開が期待され、評価を通じた検定試験の一層の質の改善と向上が求められる。

自己評価

検定事業者は、検定試験の質の向上のため、「検定試験の自己評価シート」を活用して自己評価。

- ・ 少なくとも毎年度1回は行うことを基本。受検者や活用户にも分かる形でその結果を公表。
- ・ 国は、各検定事業者の自己評価の取組の充実のため、自己評価の項目等をガイドラインとして示す。

第三者評価

- 対象**・ 検定事業者が、自らの判断により、積極的に第三者評価を受けることが強く期待される。
- ・ 社会での広い活用を目的とするものや国の後援を受けるものは、第三者評価を受けることを基本。
- ・ 3～4年に1回行うことを基本。

- 実施**・ 多様な主体が特色のある第三者評価を実施し、検定事業者がその中から選択。
- ・ 国は、第三者評価事業の後援、第三者評価のガイドラインの作成などにより支援。

- 内容**・ 運営・組織に関する項目は、全ての第三者評価機関による評価において、評価の対象。
- ・ 試験問題を作成する体制等の状況は、運営・組織に関する項目の一環として評価。
- ・ 試験問題に関する項目の第三者評価は一律には求めず、第三者評価機関が専門性を発揮し実施。
- ・ 具体的な内容・項目は、第三者評価機関が定めることを基本。国は一定の基準を策定。

- 結果**・ 第三者評価の評価結果は、検定事業者とともに、第三者評価機関においても公表。
- ・ 国は、公表される評価結果について、検定試験の受検者・活用户への周知を促進。

- 自己評価との関係**・ 第三者評価機関は、検定事業者が取り組むべき自己評価の項目・内容を示す。
- ・ 検定事業者は、自己評価シートに加えて、業務遂行の適正性の状況について毎年度点検・評価を行った結果を第三者評価機関に提示。国の後援を受けているものは、国に対しても提示。

※国は、自己評価・第三者評価の相互の体系や詳細を更に検討し、「検定試験の評価ガイドライン」を策定。

※関係者評価は、今後、検定試験の評価の体系に位置付けないが、自主的に取り組むことは有意義。

検定試験の一層の社会的活用のために期待される取組

- 検定事業者**・ 社会的活用を念頭に、自らの運営・組織の状況、検定試験の受検者数・合格率などの基本的な情報や、測ろうとする資質・能力の詳細、検定試験の社会における活用事例等を示すことが求められる。
- ・ 基礎から発展まで幅広い検定試験の実施、家族ぐるみで検定試験に取り組むことができる工夫などにより、学習者が生涯にわたり段階を追って学習を継続する励みとなること期待される。

- 企業等**・ 受検を推奨する検定試験の明示、受検料等の負担軽減等の様々な支援が考えられる。
- ・ 人材募集の際に、検定試験に既に合格している者を一定程度優遇することなども考えられる。
- ・ 検定試験の設計段階から積極的に関与し、人材募集の際の要件とするなどの取組が考えられる。

- 学校**・ 検定事業者が公開する情報等に基づき、活用可能な検定試験を積極的に明示するなどして、多様な学習成果を測る方法の一つとして検定試験を活用することが考えられる。
- ・ 検定試験の結果を学校での指導に役立てるとともに、特に高等学校段階で、学校の教育目標や実態に応じて、その合格により関係科目の単位認定を行うなどの取組を一層進めることが期待される。

- 国・地方公共団体**・ 国においては、産業界や学校と検定事業者などの関係者間の対話の場の設定や、協働による検定試験の質の向上や社会的活用の促進のための取組が期待される。
- ・ 地方公共団体においては、公立学校の設置者として、学校における検定試験の適切な活用のために必要な情報を各学校に提供することなどにより、各学校における適切な活用を促すことが期待される。

「人材認証制度」の活用の促進

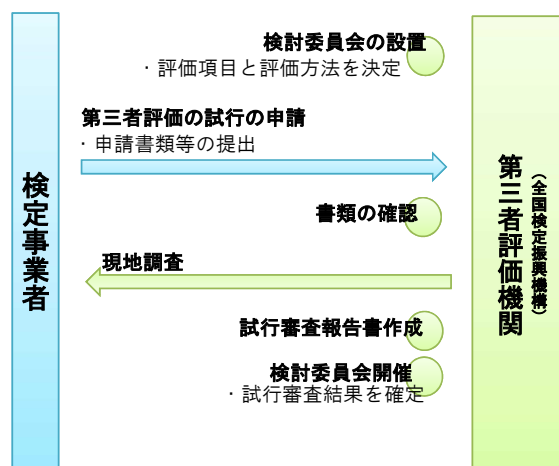
※人材認証制度：一定の学習や活動を経た人材の能力、経験等を第三者が客観的に認証等を行う仕組みを網羅的に指すもの

- 公民館等の社会教育施設や大学等は、人材認証制度を活用した取組を充実することが期待され、国・地方公共団体もその取組を促進することが期待される。

検定試験の第三者評価の試行について【概要】

文部科学省では、平成26年度から、検定試験の第三者評価の試行等を行う委託事業を実施。概要は以下の通り。

- **実施時期**：平成26年度：9月～10月、平成27年度：1月～2月、平成28年度：10月～1月
- **評価項目**：「検定試験の自己評価シート」の項目を基本として、これに「コンピュータを使って行う試験」などの新しい項目を加えた項目を評価。
 - 検定試験の運営面を主とした評価だけでなく、実施している試験問題の質を評価することが考えられることから、平成27年度は、検定試験の問題内容に関する評価項目シートを作成。
 - この評価シートを踏まえて、平成28年度は、試験問題の質の評価についても、試行的に実施。
- **試行の流れ**：有識者からなる検討委員会を設置し、評価項目と評価方法を決定。これを踏まえ、書類の確認及び現地調査を実施し、評価結果を確定。
 - 書類の確認は、第三者評価機関の事務局職員が行い、この際、現地調査で審査すべき項目を確認。
 - 現地調査は、第三者評価機関に置かれた検討委員会の委員及び第三者評価機関の事務局職員が実施。
- **評定**：
 - 各評価項目を、内容の重要度に応じて、3段階に区分して「重み」づけ。
 - 「重み」を加味して算出した合計得点等に応じて、平成26年度は「合格」・「不合格」、平成27年度は「A評価」「B評価」「C評価」「不適合(不合格)」、平成28年度は「S評価」「A評価」「B評価」「C評価」の評定をつける。



➤ **検討委員会における主な意見・試行から抽出された課題:**

＜平成26年度＞

- あらゆる分野の検定試験の試験内容を第三者機関が評価することは現実的ではなく、問題作成・採点方法等の枠組みの妥当性の審査を行うべき。
- 第三者評価に対する信頼を確保する上で、審査側の中立性が確保されることが重要。また、審査結果に不服がある場合の申立て方法なども、今後検討が必要。

＜平成27年度＞

- 問題内容の第三者評価を行う場合は、試験問題の作成体制等を検定試験の運営面を主とした定型的評価（外形的評価）で行い、問題内容の妥当性と信頼性の評価は別途行うことが考えられる。これらの第三者評価を行う体系を検討することが必要。
- 複数の級の実施をする検定試験の場合、取得することで社会的な価値が認められる級と、自己の学習の到達度の確認等で利用される級に分けて考えて評価を行うことが考えられる。
- 小規模な検定試験等については、審査項目を削減し、審査費用を抑えた簡易版の評価を行うことが必要。
- 第三者評価を実際に行うに当たっては、申請書類の精査、実地審査にあたる有識者・評価検討委員会の有識者等の人員の時間と労力に相応するコストが発生する。

＜平成28年度＞

- 運営・組織評価の審査項目の中には、問題内容についての項目も入っているため、組織・運営に関する項目と問題内容の項目について整理して評価することが必要。
- 実地調査を伴うフルセット版(仮)の「S判定」では、『国家資格・大学一般入試・企業の採用等での活用が可能』となっているが、第三者評価結果は絶対的な価値ではなく、被評価団体に改善を促すことを目的としているため、現時点での評価を示したものである、という説明を行うことが求められる。
- 書類審査のみで実施する簡易版(仮)の審査では、提出資料だけでは十分な情報を得られず、追加資料やヒアリングを必要としたため、提出資料のみで審査ができるよう、簡易版では必要な提出書類を明確にする必要がある。
- 学習指導要領との整合性についての評価に当たっては、どこに照準をおいて合致とするかにより評価が変わってくる。
- 試験問題の質的評価については、審査員ごとに担当する級を分けて行ったが、審査基準の統一のためにも、全ての級を横断的に審査する仕組みの構築が必要と考えられる。
- 試験問題の審査に当たっては、審査員の属性により、審査に偏りが出る可能性もあるため、審査員には多様なバックグラウンドを持った人選を行うことが必要。